工事施工遵守事項

１．工事の施工にあたっては、交通に支障を与えないよう特に注意するとともに、工事箇所に道路占用許可表示板及び危険防止のための工事標識、柵、その他の防護設備を施し且つ夜間は赤色灯を点灯し工事いたします。

２．道路上に掘削土砂及び物件を放置せずに施工いたします。

３．占用期間中において道路工事または、その他の工事により占用物件の除去、改築、移転等命ぜられた場合は、申請者の負担においてすみやかに措置いたします。

４．①工事施工により、施工後２年以内に道路陥没等の瑕疵が発生した場合、申請者の負担において、復旧いたします。

②交通開放する場合、事前に仮復旧を加熱合材で行います。やむを得ず常温合材で行う場合、毎日点検、補充いたします。

５．本件によって発生した事故の一切は申請者の負担においてすみやかに措置いたします。

以上のとおり遵守し、施工いたしますから、ご許可下さるようお願い致します。

申請　平成　　年　　月　　日

（あて先） 田子町長

住　所

申 　 請 　者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

住　所

施　工　業　者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印